

令和2年度 地域別最低賃金 改定状況

ラン ク	局 番	都道府県名	前年度決定金額 (円)	改定金額	引上げ額 (円)	目安額	結審月日 (答申日)	採決状況	発効年月日
C	1	北海道	861	861	0	-	8月11日	▲	2019年10月3日
D	2	青森	790	793	3	-	8月7日	●	2020年10月3日
D	3	岩手	790	793	3	-	8月7日	●	2020年10月3日
C	4	宮城	824	825	1	-	8月3日	○	2020年10月1日
D	5	秋田	790	792	2	-	8月5日	○	2020年10月1日
D	6	山形	790	793	3	-	8月7日	●	2020年10月3日
D	7	福島	798	800	2	-	8月6日	●	2020年10月2日
B	8	茨城	849	851	2	-	8月5日	●	2020年10月1日
B	9	栃木	853	854	1	-	8月5日	●	2020年10月1日
C	10	群馬	835	837	2	-	8月7日	●	2020年10月3日
A	11	埼玉	926	928	2	-	8月5日	○	2020年10月1日
A	12	千葉	923	925	2	-	8月5日	○	2020年10月1日
A	13	東京	1013	1,013	0	-	8月5日	▲ 労働一部 過渡	2019年10月1日
A	14	神奈川	1011	1,012	1	-	8月5日	●	2020年10月1日
C	15	新潟	830	831	1	-	8月4日	○	2020年10月1日
B	16	富山	848	849	1	-	8月5日	●	2020年10月1日
C	17	石川	832	833	1	-	8月11日	○	2020年10月7日
C	18	福井	829	830	1	-	8月6日	● ▲	2020年10月2日
B	19	山梨	837	838	1	-	8月12日	○	2020年10月9日
B	20	長野	848	849	1	-	8月5日	○	2020年10月1日
C	21	岐阜	851	852	1	-	8月4日	●	2020年10月1日
B	22	静岡	885	885	0	-	8月4日	○	2019年10月4日
A	23	愛知	926	927	1	-	8月5日	●	2020年10月1日
B	24	三重	873	874	1	-	8月5日	●	2020年10月1日
B	25	滋賀	866	868	2	-	8月5日	● ▲	2020年10月1日
B	26	京都	909	909	0	-	8月7日	▲	2019年10月1日
A	27	大阪	964	964	0	-	8月20日	▲	2019年10月1日
B	28	兵庫	899	900	1	-	8月5日	●	2020年10月1日
C	29	奈良	837	838	1	-	8月5日	●	2020年10月1日
C	30	和歌山	830	831	1	-	8月5日	●	2020年10月1日
D	31	鳥取	790	792	2	-	8月6日	○	2020年10月2日
D	32	島根	790	792	2	-	8月3日	○	2020年10月1日
C	33	岡山	833	834	1	-	8月5日	●	2020年10月3日
B	34	広島	871	871	0	-	8月21日	▲	2019年10月1日
C	35	山口	829	829	0	-	8月11日	▲ 労働一部 過渡	2019年10月5日
C	36	徳島	793	796	3	-	8月7日	● 労働一部 過渡	2020年10月4日
C	37	香川	818	820	2	-	8月5日	●	2020年10月1日
D	38	愛媛	790	793	3	-	8月7日	○	2020年10月3日
D	39	高知	790	792	2	-	8月7日	○	2020年10月3日
C	40	福岡	841	842	1	-	8月3日	●	2020年10月1日
D	41	佐賀	790	792	2	-	8月6日	▲	2020年10月2日
D	42	長崎	790	793	3	-	8月7日	●	2020年10月3日
D	43	熊本	790	793	3	-	8月5日	●	2020年10月1日
D	44	大分	790	792	2	-	8月5日	▲	2020年10月1日
D	45	宮崎	790	793	3	-	8月7日	●	2020年10月3日
D	46	鹿児島	790	793	3	-	8月7日	●	2020年10月3日
D	47	沖縄	790	792	2	-	8月7日	▲	2020年10月3日

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 結審状況欄 ○：全会一致 ●：使用者側反対 ◎：使用者側一部反対 ▲：労働者側反対 △：労働者側一部反対

地域別最低賃金額と目安額との関係の推移（平成21～令和2年度）

(単位：円)

年度														都道府県名
都道府県名		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2(注2)	都道府県名
A ラ ン ク	東京													東京
	神奈川	+1						-1					+1	神奈川
	大阪	+1						+1						大阪
	愛知	+1	+3	+1	+3	+3	+1	+1					+1	愛知
	埼玉	+1~2	+1			+2	+2		+1				+2	埼玉
	千葉		+6		+2	+2	+2					+2		千葉
B ラ ン ク	京都			+1		+2	+1							京都
	兵庫	+1		+2					+1		+1	+1	+1	兵庫
	静岡	+2	+2	+2	+3	+2	+1							静岡
	滋賀	+2	+3	+2	+3	+2	+1					+2	+2	滋賀
	茨城	+2	+2	+1	+3	+2	+1					+2	+2	茨城
	栃木	+2	+2	+2	+1	+1	+1					+1	+1	栃木
	広島	+1				+2	+2	+1						広島
	長野	+1	+2		+2	+1							+1	長野
	富山	+2	+2		+4		+1						+1	富山
	三重	+1	+2	+2	+3	+1	+1						+1	三重
	山梨	+1	+2		+1	+1	+1					+1		山梨
C ラ ン ク	群馬	+1	+2	+1	+2	+1					+1		+2	群馬
	岡山	+1	+3	+1	+2	+2	+2				+1		+1	岡山
	石川	+1	+2		+2	+1		+1					+1	石川
	香川	+1	+2	+2	+3	+2	+2	+1	+1		+1		+2	香川
	奈良	+1	+2	+1	+2	+1							+1	奈良
	宮城	-1	+2	*1	+2	+1					+1		+1	宮城
	福岡	+5	+2	+2	+2	+1	+1					+1	+1	福岡
	山口	+1	+2	+2	+2	+1						+1		山口
	岐阜				+2	+1							+1	岐阜
	福井	+1	+2		+2	+1	+1						+1	福井
	和歌山	+1			+1	+1					+1	+1	+1	和歌山
	北海道	+1~2												北海道
	新潟		+2	+1	+2	+2				+1		+1	+1	新潟
	徳島	+1	+2	+1	+3	+2					+1	+1	+3	徳島
D ラ ン ク	福島	+3	+3	*1	+2	+1	+1				+1		+2	福島
	大分	+1	+2	+3	+2	+1		+1			+2	+2	+2	大分
	山形	+2	+4	+1	+3	+1	+2				+1	+1	+3	山形
	愛媛	+1	+2	+2	+3	+2	+1				+2		+3	愛媛
	島根	+1	+2	+3	+2	+2	+2	+1	+1		+1		+2	島根
	鳥取	+1	+2	+3	+3	+1			+1	+1	+1	+2	+2	鳥取
	熊本	+2	+3	+3	+2	+1		+1			+2	+2	+3	熊本
	長崎	+1	+3	+3	+3	+1		+1			+2	+2	+3	長崎
	高知	+1	+1	+2	+3	+2			+1		+2	+2	+2	高知
	岩手	+3	+3	*1	+4	+2		+1			+1	+2	+3	岩手
	鹿児島	+3	+2	+4	+3	+1					+1	+3	+3	鹿児島
	佐賀	+1	+3	+3	+3	+1	+1				+2	+2	+2	佐賀
	青森		+2	+1	+2	+1	+1				+1	+2	+3	青森
	秋田		+3	+1	+3	+1	+1				+1	+2	+2	秋田
宮崎	+2	+3	+3	+3	+1					+1	+2	+2	+3	宮崎
沖縄	+2	+3	+2	+4	+1					+1	+2	+2	+2	沖縄

(注1) 平成23年度の岩手、宮城及び福島の3県については、同年度の目安が、「各県ごとの被害状況等に十分に配慮」等した審議を求めた経緯を踏まえ、目安と改定額との差額を記載していない。

(注2) 令和2年度中央最低賃金審議会の答申では「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とされたが、表では便宜的に引上げ額を記載している。

地域別最低賃金の発効状況の推移（平成21～令和2年度）

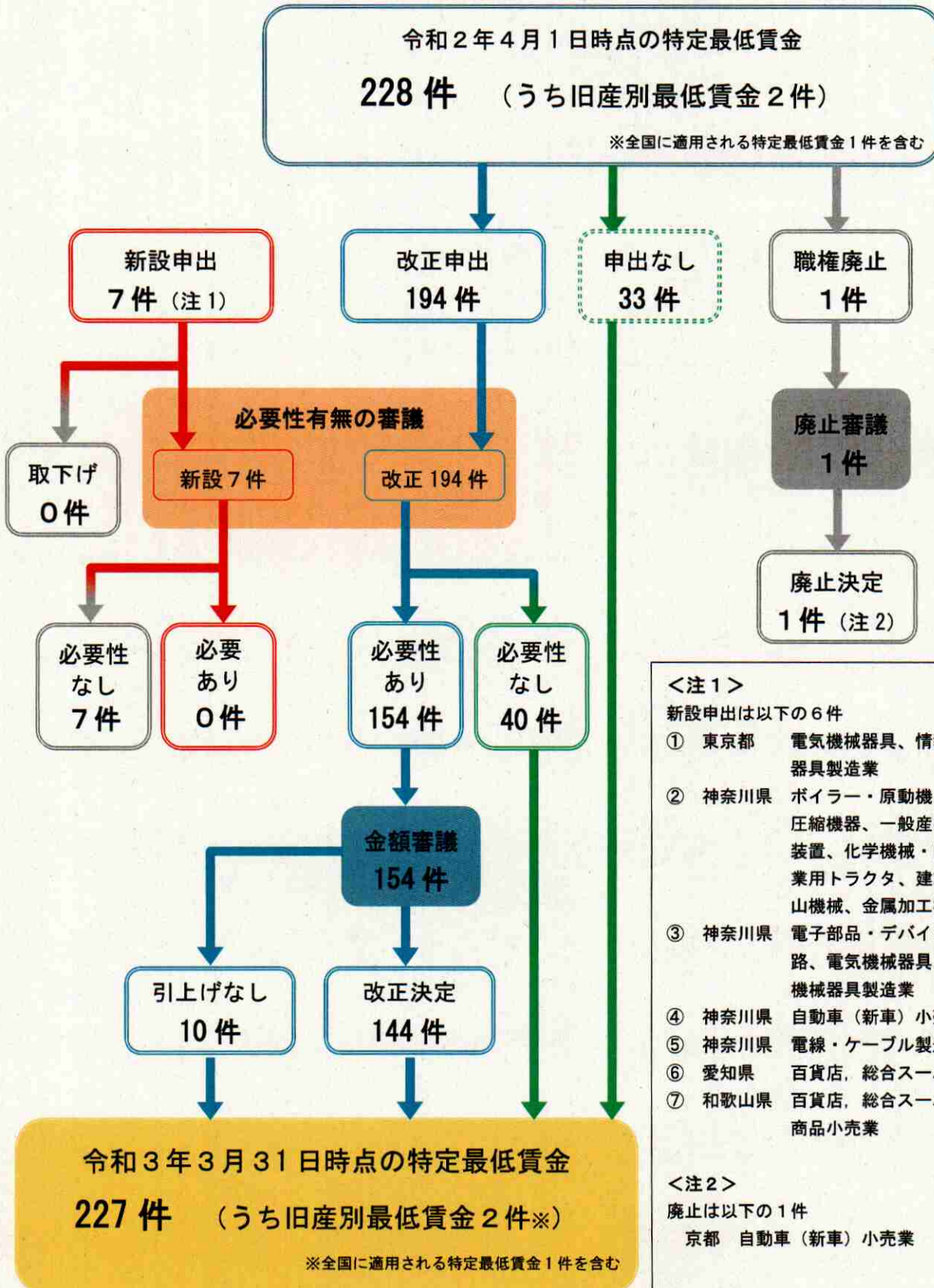
都道府県名		年度												都道府県
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	
A ラ ン ク	東京	10.1	10.24	10.1	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1		東京
	神奈川	10.25	10.21	10.1	10.1	10.20	10.1	10.18	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	神奈川
	大阪	9.30	10.15	9.30	9.30	10.18	10.5	10.1	10.1	9.30	10.1	10.1		大阪
	愛知	10.11	10.24	10.7	10.1	10.26	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	愛知
	埼玉	10.17	10.16	10.1	10.1	10.20	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	埼玉
	千葉	10.3	10.24	10.1	10.1	10.18	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	千葉
B ラ ン ク	京都	10.17	10.17	10.16	10.14	10.24	10.22	10.7	10.2	10.1	10.1	10.1		京都
	兵庫	10.8	10.17	10.1	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	兵庫
	静岡	10.26	10.14	10.14	10.12	10.12	10.5	10.3	10.5	10.4	10.3	10.4		静岡
	滋賀	10.1	10.21	10.20	10.6	10.25	10.9	10.8	10.6	10.5	10.1	10.3	10.1	滋賀
	茨城	10.8	10.16	10.8	10.6	10.19	10.4	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	茨城
	栃木	10.1	10.7	10.1	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	栃木
	広島	10.8	10.30	10.1	10.1	10.24	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1		広島
	長野	10.1	10.29	10.1	10.1	10.20	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.4	10.1	長野
	富山	10.18	10.27	10.1	11.4	10.6	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	富山
	三重	10.1	10.22	10.1	9.30	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	三重
	山梨	10.1	10.17	10.20	10.1	10.18	10.1	10.1	10.1	10.14	10.3	10.1	10.9	山梨
C ラ ン ク	群馬	10.4	10.9	10.7	10.10	10.13	10.5	10.8	10.6	10.7	10.6	10.6	10.3	群馬
	岡山	10.8	11.5	10.27	10.24	10.30	10.5	10.2	10.1	10.1	10.3	10.2	10.3	岡山
	石川	10.10	10.30	10.20	10.6	10.19	10.5	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2	10.7	石川
	香川	10.1	10.16	10.5	10.5	10.24	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	香川
	奈良	10.17	10.24	10.7	10.6	10.20	10.3	10.7	10.6	10.1	10.4	10.5	10.1	奈良
	宮城	10.24	10.24	10.29	10.19	10.31	10.16	10.3	10.5	10.1	10.1	10.1	10.1	宮城
	福岡	10.16	10.22	10.15	10.13	10.18	10.5	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	福岡
	山口	10.4	10.29	10.6	10.1	10.10	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.5		山口
	岐阜	10.19	10.17	10.1	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	岐阜
	福井	10.1	10.21	10.1	10.6	10.13	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.4	10.2	福井
	和歌山	10.31	10.29	10.13	10.1	10.19	10.17	10.2	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	和歌山
	北海道	10.10	10.15	10.6	10.18	10.18	10.8	10.8	10.1	10.1	10.1	10.3		北海道
	新潟	10.26	10.21	10.7	10.5	10.26	10.4	10.3	10.1	10.1	10.1	10.6	10.1	新潟
	徳島	10.1	10.16	10.15	10.19	10.30	10.1	10.4	10.1	10.5	10.1	10.1	10.4	徳島
D ラ ン ク	福島	10.18	10.24	11.2	10.1	10.6	10.4	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2	福島
	大分	10.1	10.24	10.20	10.4	10.20	10.4	10.17	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	大分
	山形	10.18	10.29	10.29	10.24	10.24	10.17	10.16	10.7	10.6	10.1	10.1	10.3	山形
	愛媛	10.1	10.27	10.20	10.24	10.31	10.12	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	10.3	愛媛
	島根	10.4	10.24	11.6	10.14	11.6	10.5	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	島根
	鳥取	10.8	10.31	10.29	10.20	10.25	10.8	10.4	10.12	10.6	10.5	10.5	10.2	鳥取
	熊本	10.18	11.5	10.20	10.1	10.30	10.1	10.17	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	熊本
	長崎	10.10	11.4	10.12	10.24	10.20	10.1	10.7	10.6	10.6	10.6	10.3	10.3	長崎
	高知	10.1	10.27	10.26	10.26	10.26	10.26	10.18	10.16	10.13	10.5	10.5	10.3	高知
	岩手	10.4	10.30	11.11	10.20	10.27	10.4	10.16	10.5	10.1	10.1	10.4	10.3	岩手
	鹿児島	10.14	10.28	10.29	10.13	10.27	10.19	10.8	10.1	10.1	10.1	10.3	10.3	鹿児島
	佐賀	10.1	10.29	10.6	10.21	10.26	10.4	10.4	10.2	10.6	10.4	10.4	10.2	佐賀
	青森	10.1	10.29	10.16	10.12	10.24	10.24	10.18	10.20	10.6	10.4	10.4	10.3	青森
秋田	10.1	11.3	10.30	10.13	10.26	10.5	10.7	10.6	10.1	10.1	10.3	10.1	秋田	
宮崎	10.14	11.4	11.2	10.26	11.2	10.16	10.16	10.1	10.6	10.5	10.4	10.3	宮崎	
沖縄	10.18	11.5	11.6	10.25	10.26	10.24	10.9	10.1	10.1	10.3	10.3	10.3	沖縄	

地域別最低賃金の異議申出状況の推移（平成21～令和2年度）

都道府県		年度												都道府県	
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2		
A ラ ン ク	東 京	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	東 京
	神 奈 川	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	神 奈 川
	大 阪	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大 阪
	愛 知	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	愛 知
	埼 玉	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	埼 玉
B ラ ン ク	千 葉	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	千 葉
	京 都	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	京 都
	兵 庫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	兵 庫
	静 岡	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	静 岡
	滋 賀		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	滋 賀
	茨 城	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨 城
	栃 木	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	栃 木
	広 島	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	広 島
C ラ ン ク	長 野	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	長 野
	富 山	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	富 山
	三 重	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	三 重
	山 梨	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	山 梨
	群 馬	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	群 馬
	岡 山	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	岡 山
	石 川	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	石 川
	香 川				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	香 川
	奈 良	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	奈 良
	宮 城	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	宮 城
D ラ ン ク	福 岡	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	福 岡
	山 口	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	山 口
	岐 阜	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	岐 阜
	福 井											○	○		福 井
	和 歌 山			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	和 歌 山
	北 海 道	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	北 海 道
	新 潟	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	新 潟
D ラ ン ク	徳 島	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	徳 島
	福 島	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	福 島
	大 分	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大 分
	山 形	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	山 形
	愛 媛	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	愛 媛
	島 根	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	島 根
	鳥 取	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	鳥 取
	熊 本	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	熊 本
	長 崎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	長 崎
	高 知	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	高 知
	岩 手	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	岩 手
	鹿 児 島		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	鹿 児 島
	佐 賀	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	佐 賀
青 森	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	青 森	
D ク	秋 田	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	秋 田
	宮 崎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	宮 崎
	沖 縄			○	○	○				○		○	○		沖 縄

特定最低賃金の審議結果について

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)



特定最低賃金の年内発効の状況（平成21～令和2年度）

年度	審議会で必要性 「有」とされた 件数 (a)	左のうち年内発 効件数 (b)	(b)/(a)
22	215	192	89.3
23	212	195	92.0
24	206	181	87.9
25	202	177	87.6
26	201	195	97.0
27	199	194	97.5
28	193	189	97.9
29	187	184	98.4
30	183	180	98.4
R1	174	172	98.9
R2	154	140	90.9

※ (a)には、決定した件数のうち廃止・新規・継続審議となった件数は含まれない。

最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

監督指導結果の推移（平成24～令和3年、全国計）

事項別 年	法違反の状況		法違反事業場の認識状況（％）			最賃未満労働者の状況			
	監督実施事業場数	最賃支払義務違反事業場数	違反率（％）	適用される最賃額を知っている	金額は知らないが、最賃が適用されていることを知っている	最賃が適用されることが知らなかった	監督実施事業場の労働者数	最低賃金未満労働者数	最低賃金未満労働者数の比率（％）
平成24	13,644	1,139	8.3	36.9	55.4	7.7	185,260	4,056	2.2
平成25	13,946	1,343	9.6	40.9	50.7	8.4	190,386	4,079	2.1
平成26	13,975	1,491	10.7	39.6	51.5	8.9	182,548	5,716	3.1
平成27	13,295	1,545	11.6	40.1	52.2	7.6	161,377	5,262	3.3
平成28	12,925	1,715	13.3	39.4	51.7	8.9	166,570	5,590	3.4
平成29	15,413	2,166	14.1	41.8	52.3	5.9	196,039	6,853	3.5
平成30	15,602	1,985	12.7	47.3	48.2	4.6	195,606	6,386	3.3
平成31	15,671	2,145	13.7	52.4	42.6	5.0	198,108	7,213	3.6
令和2	15,600	2,080	13.3	55.9	38.6	5.5	185,239	5,910	3.2
令和3	9308（※）	751	8.1	53.0	41.0	6.0	96,730	1,680	1.7

（注）各年とも1月～3月の結果である。

（※）令和3年は、緊急事態宣言等が発出されたことに伴い、申告や労働者からの相談等に基づく事案など

緊急性があると考えられるものを除き、上記監督の実施を一部延期した。

業種別法違反の状況（令和3年1月～3月 全国計）

業種	合計			地域別最低賃金適用事業場			特定最低賃金適用事業場		
	監督実施事業場数	違反事業場数	違反率%	監督実施事業場数	違反事業場数	違反率%	監督実施事業場数	違反事業場数	違反率%
01 製造業	2,920	269	9.2%	2,608	223	8.6%	312	46	14.7%
01 食料品製造業	943	77	8.2%	934	75	8.0%	9	2	22.2%
02 繊維工業	198	19	9.6%	198	19	9.6%	0	0	-
03 衣服その他の繊維製品製造業	287	27	9.4%	287	27	9.4%	0	0	-
04 木材・木製品製造業	48	5	10.4%	48	5	10.4%	0	0	-
05 家具・装備品製造業	53	6	11.3%	53	6	11.3%	0	0	-
06 パルプ・紙・紙加工品製造業	86	8	9.3%	86	8	9.3%	0	0	-
07 印刷・製本業	77	3	3.9%	76	3	3.9%	1	0	0.0%
08 化学工業	168	16	9.5%	167	16	9.6%	1	0	0.0%
09 窯業土石製品製造業	47	4	8.5%	34	2	5.9%	13	2	15.4%
10 鉄鋼業	8	2	25.0%	3	0	0.0%	5	2	40.0%
11 非鉄金属製造業	16	1	6.3%	8	1	12.5%	8	0	0.0%
12 金属製品製造業	153	6	3.9%	145	5	3.4%	8	1	12.5%
13 一般機械器具製造業	95	14	14.7%	41	7	17.1%	54	7	13.0%
14 電気機械器具製造業	187	32	17.1%	32	4	12.5%	155	28	18.1%
15 輸送用機械等製造業	43	3	7.0%	21	1	4.8%	22	2	9.1%
16 電気・ガス・水道業	4	2	50.0%	4	2	50.0%	0	0	-
17 その他の製造業	507	44	8.7%	471	42	8.9%	36	2	5.6%
02 鉱業	2	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0	-
03 建設業	131	10	7.6%	131	10	7.6%	0	0	-
04 運輸交通業	42	7	16.7%	42	7	16.7%	0	0	-
01 鉄道・軌道・水運・航空業	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	-
02 道路旅客運送業	30	6	20.0%	30	6	20.0%	0	0	-
03 道路貨物運送業	11	1	9.1%	11	1	9.1%	0	0	-
04 その他の運輸交通業	0	0	-	0	0	-	0	0	-
05 貨物取扱業	2	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0	-
1号～5号計	3,097	286	9.2%	2,785	240	8.6%	312	46	14.7%
06 農林業	69	8	11.6%	69	8	11.6%	0	0	-
07 畜産・水産業	18	2	11.1%	18	2	11.1%	0	0	-
08 商業	3,812	287	7.5%	3,778	282	7.5%	34	5	14.7%
01 卸売業	619	38	6.1%	619	38	6.1%	0	0	-
02 小売業	2,585	216	8.4%	2,551	211	8.3%	34	5	14.7%
03 理美容業	561	32	5.7%	561	32	5.7%	0	0	-
04 その他の商業	47	1	2.1%	47	1	2.1%	0	0	-
09 金融・広告業	30	6	20.0%	30	6	20.0%	0	0	-
10 映画・演劇業	7	0	0.0%	7	0	0.0%	0	0	-
11 通信業	2	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0	-
12 教育・研究業	44	2	4.5%	44	2	4.5%	0	0	-
13 保健衛生業	462	27	5.8%	462	27	5.8%	0	0	-
01 医療保健業	107	7	6.5%	107	7	6.5%	0	0	-
02 社会福祉施設	328	19	5.8%	328	19	5.8%	0	0	-
03 その他の保健衛生業	27	1	3.7%	27	1	3.7%	0	0	-
14 接客娯楽業	1,385	111	8.0%	1,385	111	8.0%	0	0	-
01 旅館業	324	37	11.4%	324	37	11.4%	0	0	-
02 飲食店	973	68	7.0%	973	68	7.0%	0	0	-
03 その他の接客娯楽業	88	6	6.8%	88	6	6.8%	0	0	-
15 清掃・と畜業	167	8	4.8%	167	8	4.8%	0	0	-
16 官公署	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	-
17 その他の事業	214	14	6.5%	214	14	6.5%	0	0	-
01 派遣業	11	0	0.0%	11	0	0.0%	0	0	-
02 その他の事業	203	14	6.9%	203	14	6.9%	0	0	-
6号～17号計	6,211	465	7.5%	6,177	460	7.4%	34	5	14.7%
合計	9,308	751	8.1%	8,962	700	7.8%	346	51	14.7%

最低賃金減額特例許可状況の推移

① 地域別最低賃金と特定最低賃金の合計

事項	年	平成30年		令和元年		令和2年	
		申請 件数 (件)	許可 件数(件) 人員(人)	申請 件数 (件)	許可 件数(件) 人員(人)	申請 件数 (件)	許可 件数(件) 人員(人)
最低賃金法第7条第1号	精神の障害により著しく労働能力の低い者	3,901	3,900 3,900	3,185	3,214 3,214	2,802	2,736 2,736
	身体の障害により著しく労働能力の低い者	218	216 216	164	164 164	155	149 149
最低賃金法第7条第2号	試の使用期間中の者	1	0 0	0	0 0	0	0 0
最低賃金法第7条第3号	能開法施行規則に基づく職業訓練を受ける者	4	4 4 5	4	4 4 5	3	3 3 4
第7条第4号	則第3条第2項第2号	17	15 15 28	11	13 13 23	4	4 4 6
	則第3条第2項第3号	9,636	9,526 14,124	10,202	10,094 14,977	9,480	9,451 14,035
計		13,777	13,661 18,273	13,566	13,489 18,383	12,444	12,343 16,930

② 地域別最低賃金

事項	年	平成30年		令和元年		令和2年	
		申請 件数 (件)	許可 件数(件) 人員(人)	申請 件数 (件)	許可 件数(件) 人員(人)	申請 件数 (件)	許可 件数(件) 人員(人)
最低賃金法第7条第1号	精神の障害により著しく労働能力の低い者	3,871	3,870 3,870	3,154	3,182 3,182	2,783	2,719 2,719
	身体障害により著しく労働能力の低い者	217	215 215	162	162 162	152	146 146
最低賃金法第7条第2号	試の使用期間中の者	1	0 0	0	0 0	0	0 0
最低賃金法第7条第3号	能開法施行規則に基づく職業訓練を受ける者	4	4 4 5	4	4 4 5	3	3 3 4
第7条第4号	則第3条第2項第2号	16	14 14 27	8	10 10 17	2	2 2 2
	則第3条第2項第3号	9,622	9,612 14,105	10,190	10,082 14,960	9,468	9,439 14,019
計		13,731	13,715 18,222	13,518	13,440 18,326	12,408	12,309 16,890

③ 特定最低賃金

事項	年	平成30年		令和元年		令和2年	
		申請 件数 (件)	許可 件数(件) 人員(人)	申請 件数 (件)	許可 件数(件) 人員(人)	申請 件数 (件)	許可 件数(件) 人員(人)
最低賃金法第7条第1号	精神の障害により著しく労働能力の低い者	30	30 30	31	32 32	19	17 17
	身体の障害により著しく労働能力の低い者	1	1 1	2	2 2	3	3 3
最低賃金法第7条第2号	試の使用期間中の者	0	0 0	0	0 0	0	0 0
最低賃金法第7条第3号	能開法施行規則に基づく職業訓練を受ける者	4	4 4	0	0 0	0	0 0
第7条第4号	則第3条第2項第2号	1	1 1	3	3 3	2	2 2
	則第3条第2項第3号	14	14 19	12	12 17	12	12 16
計		50	50 56	48	49 57	36	34 40

令和2年度地域別最低賃金の市町村広報紙(誌)への掲載実績

	合計(市町村+都道府県)											
	広報紙(誌) (都道府県+ 市町村)	掲載依頼件数 (都道府県+ 市町村)	掲載確認件数 (都道府県+ 市町村)	掲載率(%)	市町村				都道府県			
					広報紙(誌) 発行数	掲載依頼 件数	掲載確認 件数	掲載率(%)	広報紙(誌) 発行数	掲載依頼 件数	掲載確認 件数	掲載率(%)
北海道	180		18	10.0	179		17	9.5	1		1	100.0
青森	41	41	41	100.0	40	40	40	100.0	1	1	1	100.0
岩手	34	34	34	100.0	33	33	33	100.0	1	1	1	100.0
宮城	36	36	34	94.4	35	35	33	94.3	1	1	1	100.0
秋田	26	26	25	96.2	25	25	25	100.0	1	1	0	0.0
山形	36	36	36	100.0	35	35	35	100.0	1	1	1	100.0
福島	59	59	59	100.0	58	58	58	100.0	1	1	1	100.0
茨城	45	45	43	95.6	44	44	42	95.5	1	1	1	100.0
栃木	26	26	26	100.0	25	25	25	100.0	1	1	1	100.0
群馬	36	36	36	100.0	35	35	35	100.0	1	1	1	100.0
埼玉	64	64	63	98.4	63	63	62	98.4	1	1	1	100.0
千葉	55	55	55	100.0	54	54	54	100.0	1	1	1	100.0
東京	63	63	53	84.1	62	62	52	83.9	1	1	1	100.0
神奈川	34	34	32	94.1	33	33	31	93.9	1	1	1	100.0
新潟	31	31	26	83.9	30	30	25	83.3	1	1	1	100.0
富山	16	16	15	93.8	15	15	14	93.3	1	1	1	100.0
石川	20	20	20	100.0	19	19	19	100.0	1	1	1	100.0
福井	18	18	15	83.3	17	17	15	88.2	1	1	0	0.0
山梨	28	28	28	100.0	27	27	27	100.0	1	1	1	100.0
長野	78	78	70	89.7	77	77	69	89.6	1	1	1	100.0
岐阜	42	43	42	100.0	42	42	42	100.0	0	1	-	0.0
静岡	36	36	21	58.3	35	35	20	57.1	1	1	1	100.0
愛知	55	55	50	90.9	54	54	50	92.6	1	1	0	0.0
三重	30	30	30	100.0	29	29	29	100.0	1	1	1	100.0
滋賀	20	20	16	80.0	19	19	15	78.9	1	1	1	100.0
京都	27	27	4	14.8	26	26	4	15.4	1	1	0	0.0
大阪	44	45	41	93.2	43	44	40	93.0	1	1	1	100.0
兵庫	42	42	42	100.0	41	41	41	100.0	1	1	1	100.0
奈良	40	40	27	67.5	39	39	26	66.7	1	1	1	100.0
和歌山	31	31	29	93.5	30	30	28	93.3	1	1	1	100.0
鳥取	20	20	15	75.0	19	19	14	73.7	1	1	1	100.0
島根	20	20	12	60.0	19	19	11	57.9	1	1	1	100.0
岡山	28	28	28	100.0	27	27	27	100.0	1	1	1	100.0
広島	24	24	7	29.2	23	23	7	30.4	1	1	0	0.0
山口	20	20	18	90.0	19	19	18	94.7	1	1	0	0.0
徳島	25	25	25	100.0	24	24	24	100.0	1	1	1	100.0
香川	18	18	17	94.4	17	17	16	94.1	1	1	1	100.0
愛媛	21	21	21	100.0	20	20	20	100.0	1	1	1	100.0
高知	35	35	30	85.7	34	34	29	85.3	1	1	1	100.0
福岡	61	61	56	91.8	60	60	55	91.7	1	1	1	100.0
佐賀	21	21	15	71.4	20	20	14	70.0	1	1	1	100.0
長崎	21	21	17	81.0	20	20	17	85.0	1	1	0	0.0
熊本	46	46	45	97.8	45	45	45	100.0	1	1	0	0.0
大分	19	19	19	100.0	18	18	18	100.0	1	1	1	100.0
宮崎	27	27	27	100.0	26	26	26	100.0	1	1	1	100.0
鹿児島	44	44	37	84.1	43	43	36	83.7	1	1	1	100.0
沖縄	41	41	25	61.0	40	40	24	60.0	1	1	1	100.0
全国	1,784	1,606	1,445	81.0	1,738	1,560	1,407	81.0	46	46	38	82.6

※地域別最低賃金に係る掲載依頼及び掲載確認を行ったもの。
 ※岐阜県は県の広報紙が存在しない(HPで広報)。

最低賃金制度について

1. 制度趣旨

- 最低賃金制度とは、国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者は、その額以上の賃金を支払わなければならないこととするもの。パートタイム労働者を含むすべての労働者とその使用者に適用される。

※ 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者、試用期間中の者、認定職業訓練を受ける者等は労働局長の許可に基づき減額して適用することが可能。

2. 地域別最低賃金

- 各道府県ごとに、産業や職種を問わず決定。
- 毎年、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地域の実情も踏まえ地方最低賃金審議会の調査審議を経て改定。

※ 地域別最低賃金額の推移（全国加重平均）

改定年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02
改定額(円)	663	664	665	668	673	687	703	713	730	737	749	764	780	798	823	848	874	901	902
目安額(円)	示さず※1	0	示さず※1	3	3	14	15 (12)※2	7-9 (示さず)※1,2	15 (10)※2	6 (2)※2	7 (4)※2	14 (14)※2	16 (16)※2	18	24	25	26	27	示さず※3
対前年度引上げ額(円)	0	1	1	3	5	14	16	10	17	7	12	15	16	18	25	25	26	27	1
対前年度引上げ率	0.0%	0.2%	0.2%	0.5%	0.7%	2.1%	2.3%	1.4%	2.4%	1.0%	1.6%	2.0%	2.1%	2.3%	3.1%	3.0%	3.1%	3.1%	0.1%

民主党政権の3年間で36円の引上げ

自民政権の8年間で153円の引上げ

10年間で86円の引上げ

- (※1) 「現行水準の維持を基本として引上げ額の目安を示さない」とした。
- (※2) H20年度からH26年度の括弧内は、生活保護との乖離解消のための引上げ額を除いた金額。(H19年最低賃金改正により、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮することとされた。)
- (※3) 「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とした。

3. 地域別最低賃金の決定基準

- 最低賃金は、①労働者の生計費、②労働者の賃金の状況、③企業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるものとされており、①を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされている。

4. 罰則

- 最低賃金法 第四十条
 第四条第一項※の規定に違反した者(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)は、五十万円以下の罰金に処する。※使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

令和2年度 地域別最低賃金額一覧

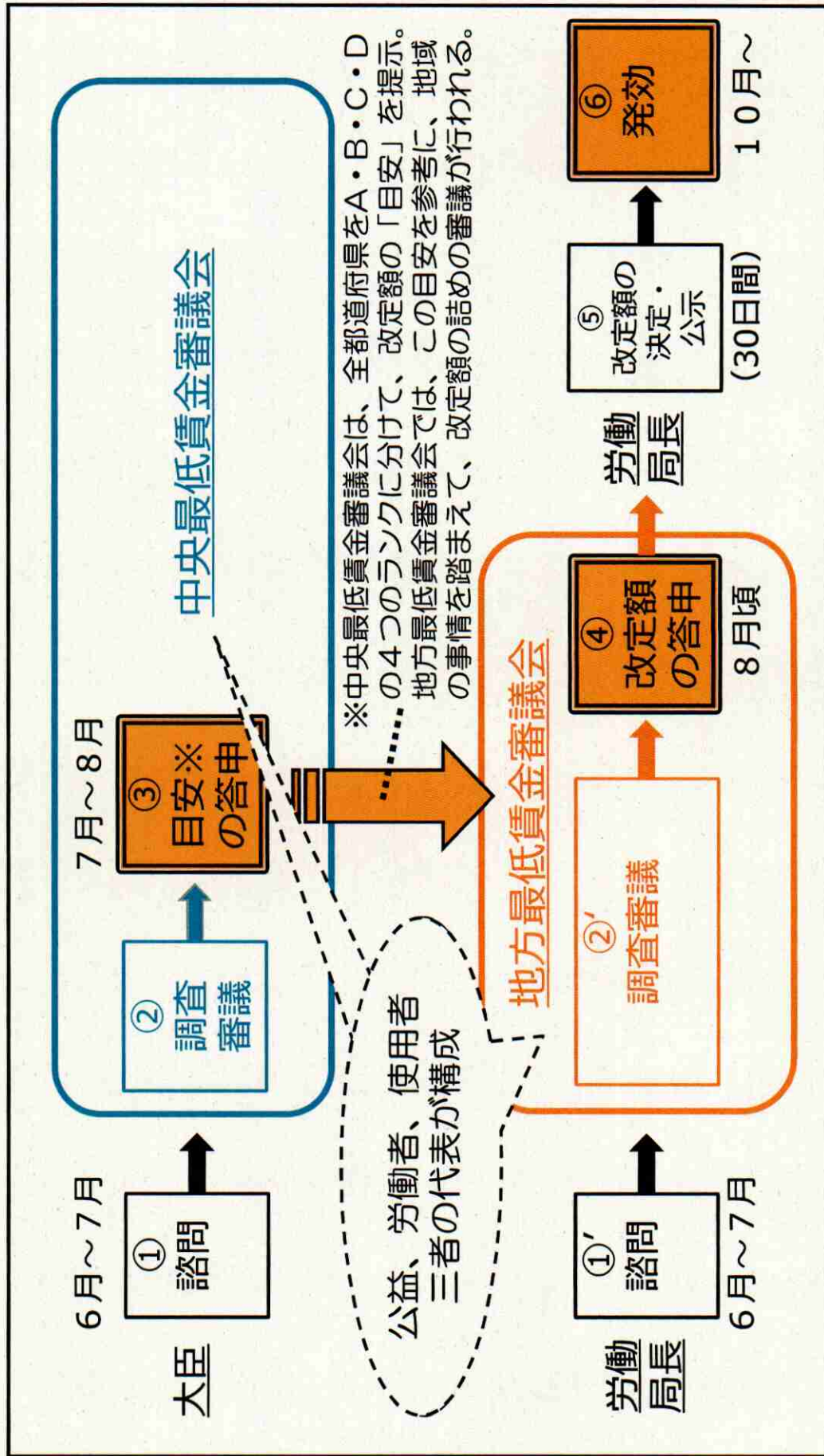
都道府県名	最低賃金時間額 【円】(※)	引上げ額 【円】	発効年月日
北海道	861 (861)	-	令和元年10月3日
青森	793 (790)	3	令和2年10月3日
岩手	793 (790)	3	令和2年10月3日
宮城	825 (824)	1	令和2年10月1日
秋田	792 (790)	2	令和2年10月1日
山形	793 (790)	3	令和2年10月3日
福島	800 (798)	2	令和2年10月2日
茨城	851 (849)	2	令和2年10月1日
栃木	854 (853)	1	令和2年10月1日
群馬	837 (835)	2	令和2年10月3日
埼玉	928 (926)	2	令和2年10月1日
千葉	925 (923)	2	令和2年10月1日
東京都	1013 (1013)	-	令和元年10月1日
神奈川県	1012 (1011)	1	令和2年10月1日
新潟	831 (830)	1	令和2年10月1日
富山	849 (848)	1	令和2年10月1日
石川	833 (832)	1	令和2年10月7日
福井	830 (829)	1	令和2年10月2日
山梨	838 (837)	1	令和2年10月9日
長野	849 (848)	1	令和2年10月1日
岐阜	852 (851)	1	令和2年10月1日
静岡県	885 (885)	-	令和元年10月4日
愛知県	927 (926)	1	令和2年10月1日
三重	874 (873)	1	令和2年10月1日

※ 括弧書きは、令和元年度地域別最低賃金額

都道府県名	最低賃金時間額 【円】(※)	引上げ額 【円】	発効年月日
滋賀	868 (866)	2	令和2年10月1日
京都	909 (909)	-	令和元年10月1日
大阪	964 (964)	-	令和元年10月1日
兵庫県	900 (899)	1	令和2年10月1日
奈良	838 (837)	1	令和2年10月1日
和歌山	831 (830)	1	令和2年10月1日
鳥取	792 (790)	2	令和2年10月2日
島根	792 (790)	2	令和2年10月1日
岡山	834 (833)	1	令和2年10月3日
広島	871 (871)	-	令和元年10月1日
山口	829 (829)	-	令和元年10月5日
徳島	796 (793)	3	令和2年10月4日
香川県	820 (818)	2	令和2年10月1日
愛媛	793 (790)	3	令和2年10月3日
高知県	792 (790)	2	令和2年10月3日
福岡	842 (841)	1	令和2年10月1日
佐賀	792 (790)	2	令和2年10月2日
長崎	793 (790)	3	令和2年10月3日
熊本	793 (790)	3	令和2年10月1日
大分	792 (790)	2	令和2年10月1日
宮崎	793 (790)	3	令和2年10月3日
鹿児島	793 (790)	3	令和2年10月3日
沖縄	792 (790)	2	令和2年10月3日
全国 加重平均額	902 (901)	1	

地域別最低賃金額の改正決定の手順

以下の手順を経て、都道府県労働局長が、地方最低賃金審議会の答申を踏まえて改定。



令和2年度中央最低賃金審議会における労使の主張等

労働者側

- 政労使で賃上げの重要性を確認し、ステップを踏んで最低賃金を引き上げてきた流れを止めるべきではない。
- 最低賃金発効は早くとも10月であり、現下の厳しさだけをもって目安の示し方を議論すべきではない。今後の日本経済の再生に向けて、内需拡大や落ち込んだ消費マインドの上昇が必要。
- 地域間格差は、地方から隣県や都市部への労働力流出の一因。ランク間格差縮小に向けた抜本的な対応をとる必要があり、引き続き格差是正につなげる姿勢を見せるべき。

使用者側

- 今年度の目安は、事業継続と雇用維持を最優先とするメッセージを発信するため、据え置き・凍結とすべき。
- 雇用調整や解雇は今後も悪化する可能性があり、当分の間、感染症防止と事業活動の両立を余儀なくされる中、今年度の景気回復は期待できない。
- コロナ禍によって、とりわけ経営基盤が脆弱な地方の中小企業に甚大な影響を与え続けている。今年度有額の目安を示すことは、事業継続と雇用維持のために助成金を受けつつ、かろうじて持ちこたえている中小企業を弱地に追い込む。

公益委員見解

- 令和2年度地域別最低賃金額については、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用への影響等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当。
- 地方最低賃金審議会において、上記見解を十分に参酌しつつ、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勸案し、適切な審議が行われることを希望。
- 来年度の審議においては、新型コロナウイルス感染症等による様々な影響を踏まえながら、経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金については更なる引上げを目指すが社会的に求められていることも踏まえ、議論を行うことが適当。

令和2年度 地域別最低賃金額改定の目安について

○ 令和2年7月22日、中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に対し、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が行われ、「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とし、「地方最低賃金審議会において、上記見解を十分に参酌しつつ、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案し、適切な審議が行われることを希望する」とされた。

※ この答申を参考にして、地方最低賃金審議会が調査審議を行い、都道府県労働局長が、地域別最低賃金を決定。

<ランク別の目安額>

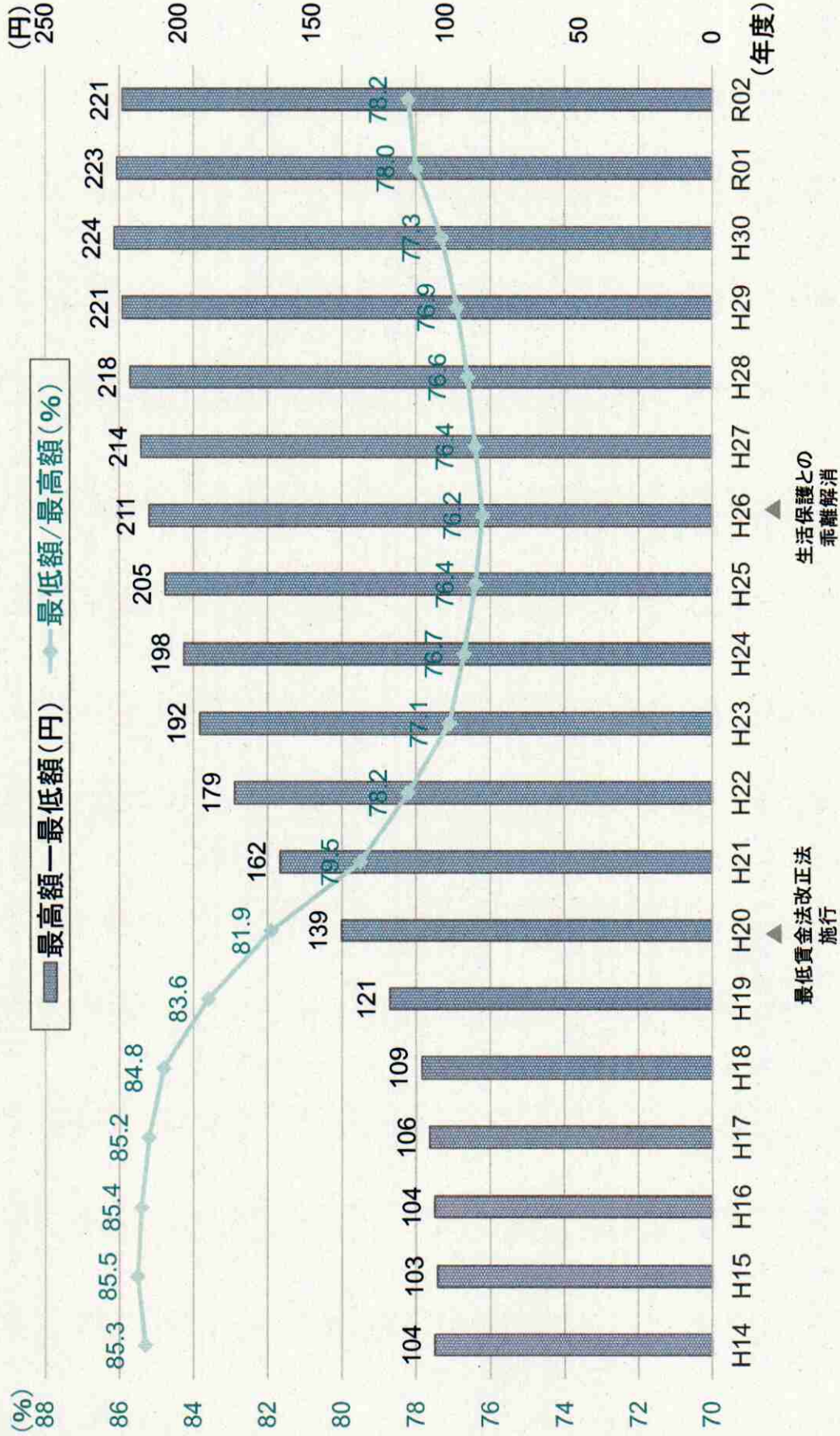
ランク	都道府県		令和2年度	令和元年度 (令和元年度)
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪		—	28円
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島		—	27円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡		—	26円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄		—	26円

<参考> 最低賃金の最高額と最低額の比率の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
最高額と最低額の比率	76.4%	76.2%	76.4%	76.6%	76.9%	77.3%	78.0%	78.2%
最高額－最低額	205円	211円	214円	218円	221円	224円	223円	221円

地域別最低賃金額の最高額と最低額の格差の推移

- 地域別最低賃金額の「最高額－最低額」は、増加傾向にあったが、令和元年度は1円、令和2年度は2円減少している。
- 地域別最低賃金額の「最低額／最高額」は、減少傾向にあったが、平成26年度以降は増加傾向にある。



令和2年度の地方最低賃金審議会結審状況

採決状況

全会一致	13	地賃	(16	地賃)
使用者全員反対	24	地賃	(24	地賃)
労働者全員反対	10	地賃	(2	地賃)
労使一部反対等	3	地賃	(5	地賃)

()は令和元年度

引上額

引上げなし	7	地賃	(目安どおり: 28	地賃)
+1円	17	地賃	(目安+1円: 7	地賃)
+2円	14	地賃	(目安+2円: 11	地賃)
+3円	9	地賃	(目安+3円: 1	地賃)

()は令和元年度

全国加重平均

全国加重平均は902円(901円+1円)

結審時期と発効日

- ・ 広島において8月21日に結審したのを最後に、すべての地賃で結審(令和元年度は、8月9日の4地賃結審が最後)。
- ・ 22地賃が10月1日に発効(令和元年度は26地賃が10月1日に発効)。
- ・ 10月9日までにすべての地賃で発効した(令和元年度は10月6日までにすべての地賃で発効)。

経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

3. 日本全体を元気にする活力ある地方創り～新たな地方創生の展開と分散型国づくり～

(3) 賃上げを通じた経済の底上げ

民需主導で早期の経済回復を図るため、賃上げの原資となる企業の付加価値創出力の強化、雇用増や賃上げなど所得拡大を促す税制措置等により、賃上げの流れの継続に取り組む。我が国の労働分配率は長年にわたり低下傾向にあり、更に感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引上げが不可欠である。感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績※を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1000円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む。

また、本年4月に中小企業へ適用が拡大した「同一労働同一賃金」に基づき、非正規雇用の処遇改善を推進するとともに、非正規雇用の正規化を支援する。

※「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定)において「最低賃金については、年率3%程度を用途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が1000円とすることを目指す」と記載。それ以降、最低賃金額の全国加重平均は対前年比で、2016年3.1%、2017年3.0%、2018年3.1%、2019年3.1%、2020年は、0.1%の引上げとなった。

<参考> 経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)

② 最低賃金の引上げ

経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金については、より早期に全国加重平均1000円になることを目指すとの方針を堅持する。

他方、感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあり、今は官民を挙げて雇用を守る事が最優先課題であることを踏まえ、今年度の最低賃金については、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進める。

自民党・公明党の公約

それぞれの政党において、最低賃金引上げに関する公約が掲げられている。

自民党

○「成長と分配の好循環」を着実に回し、経済を拡大させていくため、引き続き最低賃金を含めた賃上げを進めます。特に最低賃金については、地域経済や中小企業・小規模事業者の実情、地域間格差に配慮しつつ引き続き年率3%程度を目標として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げること、全国加重平均が1000円になることを目指します。
(第25回参議院選挙 令和元年自由民主党選挙公約より抜粋)

公明党

○最低賃金を全国加重平均ベースで2020年代前半には1000円超に、2020年代半ばに半分以上の都道府県で1000円超めざす。
○従業員・企業の賃上げ支援(各種補助金、助成金、税制の活用)、同一労働同一賃金の実現
(第25回参議院選挙 公明党選挙公約「重点政策5つの柱」2019,4/27より抜粋)

最低賃金の国際比較(G7)

○ 各国で最低賃金の適用対象が異なる。

例：日本では、基本的に全ての労働者に最低賃金が適用されるのに対し、イギリスでは16～24歳、フランスでは18歳未満や研修生等には減額した最低賃金を適用。ドイツでは、18歳未満や職業訓練実習生の一部等は適用除外。

○ アメリカ、フランスは全国一律最低賃金の設定があるが、アメリカは州等によっては連邦最低賃金より高い州別最低賃金を定めているところもあり、フランスは労働協約による地域・業種別最低賃金の設定がある。

(2021年4月1日時点。各国の金額はいずれも時給額)

日本	902円	902円	地域別最低賃金
アメリカ	7.25ドル	801円	連邦最低賃金に加え、 州別最低賃金あり。
カナダ	11.45～16.0 カナダドル	1002円～1400円	州別最低賃金
ドイツ	9.50ユーロ	1239円	全国一律最低賃金
イギリス	8.72ポンド	1359円	全国一律最低賃金
フランス	10.25ユーロ	1338円	全国一律最低賃金に加え、 地域・業種別最低賃金あり。

(注)1. 日本円換算は2021年4月1日の為替レートを使用。

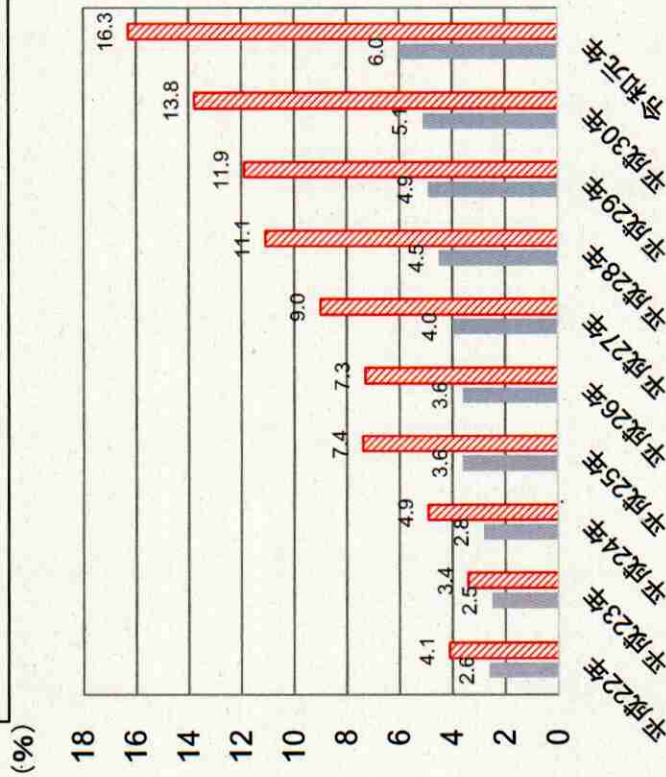
2. 日本は全国加重平均の数値である。

3. イタリアには最低賃金制度はない。

4. イギリスは23歳以上に適用される金額。

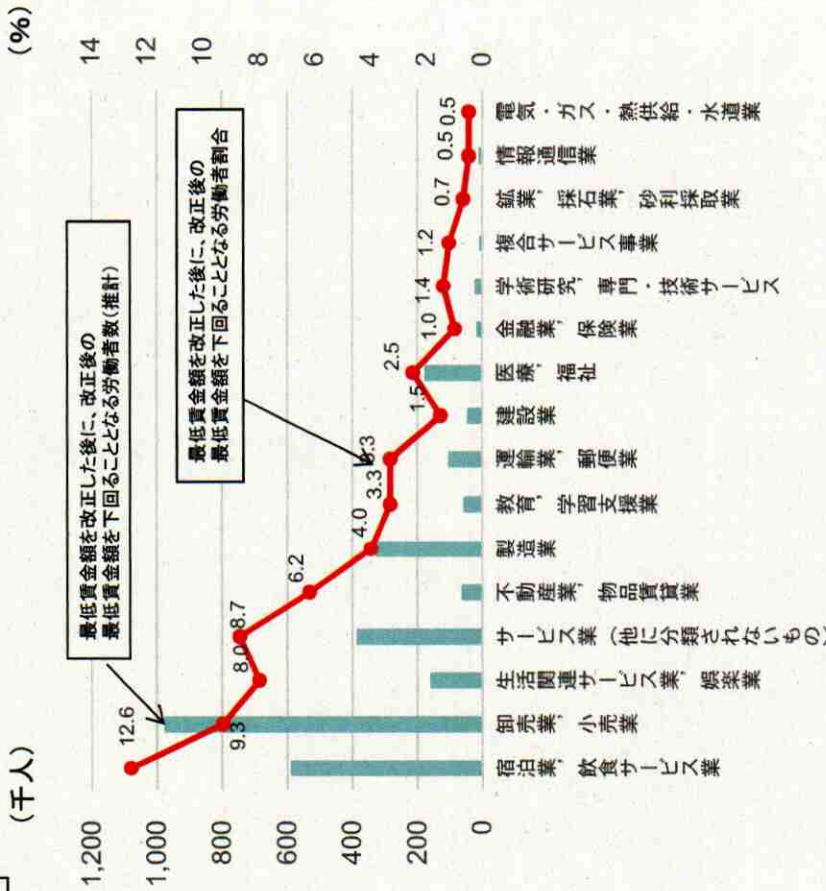
最低賃金の引上げによる影響

最低賃金を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合の推移



全体(ただし、5人未満の事業所を除く)
(資料出所)厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」
小規模事業所(事業所規模30人未満(製造業等は100人未満))
(資料出所)厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

産業別の影響(令和元年)

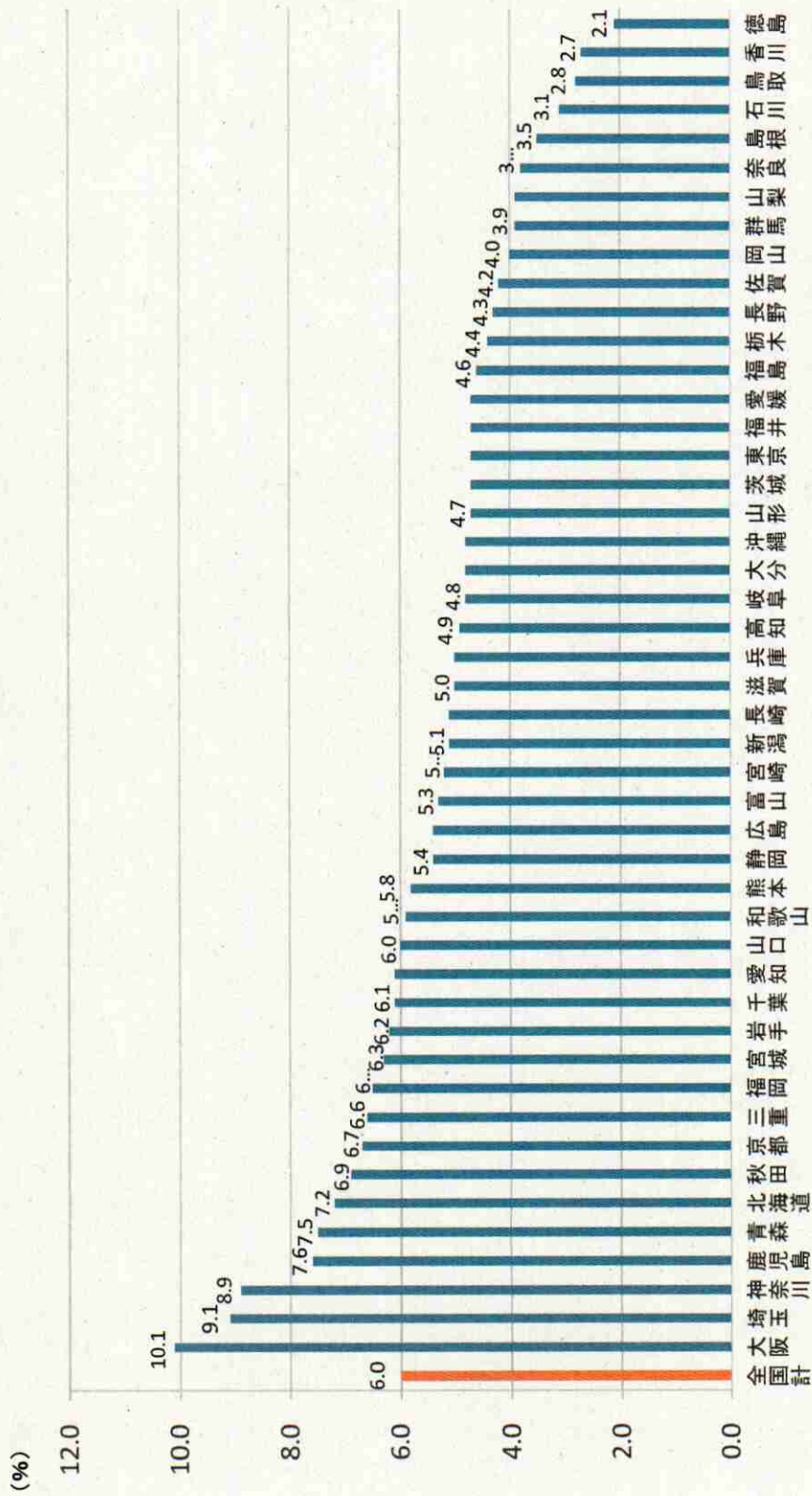


※ 全体(ただし、5人未満の事業所を除く)

(資料出所)厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注)1. 影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除いたものである。
2. 最低賃金引上げの影響を受ける者は、影響率×雇用者数で機械的に計算。(雇用者数は、総務省「平成28年経済センサス-活動調査」による。)

都道府県別の影響率(令和元年)

- ・ 大阪が最も高く、同じAランクの埼玉、神奈川は高いが、東京は全国平均を下回っている。
- ・ Dランクでは青森、秋田、岩手の順で高いが、鳥取、島根、佐賀などは全国平均を下回っている。



出典「令和元年賃金構造基本統計調査 特別集計結果」
 (注)賃金構造基本統計調査は、事業所規模5人以上の民営事業所(5~9人の事業所については企業規模5~9人に限る)を調査対象としている。

最低賃金引上げに向けた収益力向上セミナー（「稼ぐ力」応援チーム）

事業の趣旨

最低賃金・賃金引上げに向けた環境整備を図るため、関係省庁と連携し、生活衛生業などの最低賃金引上げの影響が大きい業種をはじめとして、最低賃金制度等の周知や収益力の向上に関する講演を行うとともに、専門家による個別相談を実施。

セミナーの主な内容

都道府県・業界団体が開催する講習会や労働局が開催する説明会等において以下の事業を実施する

- ▶ 最低賃金等に関する周知
- ▶ 最低賃金額や、最低賃金額と従業員の賃金の比較方法
- ▶ 最低賃金・賃金引上げに向けた各種助成金の紹介 など
- ▶ 収益を増やす工夫、経費を減らす工夫、一步先を視野に入れた経営を行うための着目点やそのための準備などについて、専門家による講演
- ▶ 経営・労務管理に関する個別相談



都道府県生活衛生指導センター、農林水産省、中小企業庁 等

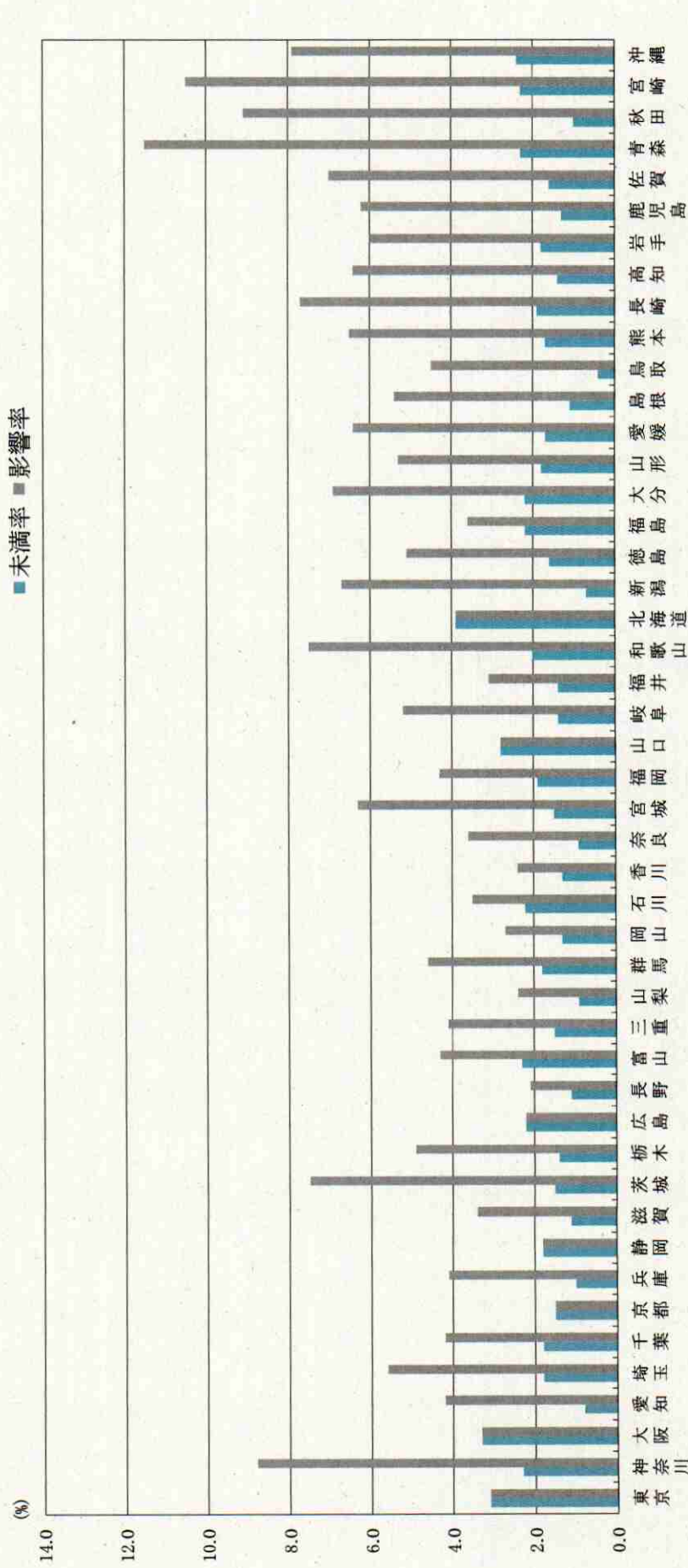
生活衛生業や飲食小売業をはじめとして令和2年度は全国約200回開催



セミナー周知用チラシを全国の税務署や信用金庫等に配布



令和2年度都道府県別未満率と影響率(小規模事業所)



都道府県	未満率 (%)	影響率 (%)
東京	3.1	2.3
神奈川	8.8	3.3
大阪	3.3	4.2
愛知	4.2	5.6
埼玉	1.8	1.8
千葉	1.8	4.2
京都	1.5	1.5
兵庫	1.0	1.8
静岡	1.8	1.1
滋賀	1.1	1.5
茨城	1.5	4.9
栃木	1.4	2.2
広島	2.2	1.1
長野	1.1	2.2
富山	2.3	4.3
三重	1.5	4.1
山梨	0.9	2.4
群馬	1.8	4.6
岡山	1.3	2.7
石川	2.2	3.5
香川	1.3	2.4
奈良	0.9	3.6
宮城	1.5	6.3
福岡	1.9	4.3
山口	2.8	2.8
岐阜	1.4	5.2
福井	1.4	3.1
和歌山	2.0	7.5
北海道	3.9	3.9
新潟	0.7	6.7
徳島	1.6	5.1
福島	2.2	3.6
大分	2.2	6.9
山形	1.8	5.3
愛媛	1.7	6.4
島根	1.1	5.4
鳥取	0.4	4.5
熊本	1.7	6.5
長崎	1.9	7.7
高知	1.4	6.4
岩手	1.8	6.0
鹿児島	1.3	6.2
佐賀	1.6	7.0
青森	2.3	11.5
秋田	1.0	9.1
宮崎	2.3	10.5
沖縄	2.4	7.9
全国平均	2.0	4.7

資料出所 厚生労働省「令和2年度最低賃金に関する基礎調査」
 (注) 事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)を調査対象としている。

中小企業の生産性向上等に係る支援策

経済産業省関連施策

中小企業生産性革命推進事業 <4,000億円※1> ※2

(独)中小企業基盤整備機構が複数年にわたって中小企業の実業性向上を継続的に支援。さらに、社会経済の変化に対応したビジネスモデルへの転換に向けた中小企業等の取組も支援。
※1 令和2年度補正予算(第一次)700億円+(第二次)1,000億円+(第三次)2,300億円
※2 令和元年度補正予算において3,600億円を措置しており、令和3年度においても引き続き支援。

① ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業(ものづくり補助金)

(補助額:100万~1,000万円,補助率:中小1/2,小規模2/3)
…革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援

② 小規模事業者持続的発展支援事業(持続化補助金)

(補助額:~50万円,補助率:2/3)
…小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組等を支援

③ サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)

(補助額:30万~450万円,補助率:1/2)
…バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツール導入を支援

よろず支援拠点等の支援体制の充実 |40.9億円(42.4億円)| <9.8億円(第3次)>

各都道府県に設置したよろず支援拠点の専門家等による経営相談、働き方改革や賃上げ、被用者保険の適用拡大などを含む、多様な経営相談に対応するため、支援体制を充実。

中小企業等事業再構築促進事業 <1兆1,485億円(第3次)>

中小企業等が新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれら5の取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援。

ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業 |10.4億円(10.1億円)|

中小企業等が行う生産性向上のための設備投資等を支援。特に、複数の事業者が連携する、波及効果の大きい取組を重点的に支援。その際、積極的な賃上げや被用者保険の任意適用に取り組み事業者は優先的に支援。

地方公共団体による小規模事業者支援推進事業 |10.8億円(12億円)|

小規模事業者の販路開拓や生産性向上の取組等を都道府県が支援する際、国がその実行に係る都道府県経費の一部を支援。

共創型サービスIT連携支援事業 |5億円(5億円)|

既存の複数のITツールを連携、組み合わせたシステムを中小サービス業等が導入する際にかかる費用を支援。またその際、ITベンダーと中小サービス業等が共同でITツールの機能改善を進め、当該ツールの汎用化による業種内・他地域への普及を目指す取組を支援。

AI人材連携による中小企業課題解決促進事業 |5.5億円(6.2億円)|

AIに関する専門的知見を持った人材の育成及び中小企業とのマッチングを支援し、データ分析等を活用した経営課題解決を普及促進。

厚生労働省関連施策

業務改善助成金 |11.9億円(10.9億円)| <13.8億円(第3次)>

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業等に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成。

働き方改革推進支援助成金

|65.4億円(72.9億円)| <6.8億円(第1次+第2次)>
生産性を高めながら労働時間の削減等に取り組む中小企業等について、その取組に要する費用を助成。

働き方改革推進支援事業 |66.8億円(91億円)|

働き方改革推進支援センターにおいて、労務管理等の専門家による窓口相談、企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法などに関するセミナー等を実施。

日本政策金融公庫による企業活力強化貸付

最低賃金の引上げに取り組む事業者に対し、設備・運転資金の低利貸し付け

キャリアアップ助成金 |739億円(1,231億円)|

非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善を実施した事業主に対し助成。

被用者保険の適用拡大に当たっての周知・専門家活用支援

|7.6億円(2.6億円)|
前回の適用拡大の際には、社会保険加入のメリットや働き方の変化について企業が従業員に丁寧に説明することが、就業調整の回避に有効であった。適用拡大を更に進めるに当たり、労働者本人への周知・企業から従業員への説明支援のための取組を行う。

生産性向上の事例に関する調査研究事業 |0.5億円(0.6億円)|

助成金の活用事例や生産性向上の好事例をとりまとめた事例集を周知及び簡易に申請書を作成できる支援ツールの作成

生産性向上人材育成支援センターによる支援訓練 |267億円の内数(258億円の内数)|

生産管理、IoT、クラウドの活用「等」のキニラムを、利用企業の課題に併せてカスタマイズし、専門的な知見やノウハウを有する民間機関等を活用して実施。

人材開発支援助成金等による支援 |332億円(893億円)| <10億円(第3次)>

人材開発支援助成金により、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。

人材確保等支援助成金により、生産性向上のための能力評価を含む人事評価制度等の整備を通じて、雇用管理改善に取り組む、生産性向上・賃金アップ等を図った事業主に対して助成。

テレワーク導入に向けた支援 |28.2億円(3.1億円)| <38.0億円(第1次+第2次)>

雇用型テレワークについて、ガイドラインの周知、テレワーク相談センターの設置・運営、テレワーク導入に係る助成、セミナーの開催等による導入支援を実施。

中小企業のための女性活躍推進事業 |3.9億円(3.0億円)|

女性活躍推進アドバイザーによる個別訪問等により取組を支援

生活衛生業関連施策

- ・日本政策金融公庫の生活衛生貸付に係る特別利率適用対象の拡充
…事業場内最低賃金の引上げに取り組む者を特別利率適用対象に追加
- ・生産性向上推進事業 |-(1.3億円)| <1.3億円(第3次)>
…生産性向上ガイドライン・マニュアルを活用した個別相談の実施
- ・生活衛生関係営業収益力向上事業 |0.6億円(0.8億円)| <0.2億円(第3次)>
…最低賃金のルールの徹底を図るとともに、同時に経営やITに関するセミナーを開催

令和3年度「業務改善助成金」のご案内

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引き上げ



設備投資等



設備投資等に要した
費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください！



業務改善助成金

検索



概要

※申請期限：令和4年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率	
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】(※2) 4 / 5 生産性要件を満たした場合は 9 / 10 (※1)	
		2～3人	30万円			
		4～6人	50万円			
		7人以上	70万円			
30円コース	30円以上	1人	30万円			
		2～3人	50万円			
		4～6人	70万円			
		7人以上	100万円			
60円コース	60円以上	1人	60万円		以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円以上】 3 / 4 生産性要件を満たした場合は 4 / 5 (※1)
		2～3人	90万円			
		4～6人	150万円			
		7人以上	230万円			
90円コース	90円以上	1人	90万円			
		2～3人	150万円			
		4～6人	270万円			
		7人以上	450万円			

(※1) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

(※2) 対象は、地域別最低賃金900円未満の地域のうち事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。(令和3年4月現在) 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の39地域。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、最寄りの都道府県労働局に提出

審査

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和4年3月31日です。

お問い合わせ先

- ◆ 全国47都道府県にある「働き方改革推進支援センター」に、お気軽にお問い合わせください。
- ◆ 「働き方改革推進支援センター」の所在地及び電話番号は、インターネットでご確認ください。



申請先

- ◆ 助成金の申請窓口は、都道府県労働局です。事業場がある地域の労働局にお問い合わせください。
【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

～・業務改善助成金の活用事例～

業務改善 事例1 業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングの活用による生産性の向上

【所在地】三重県 【従業員数】26人 【事業内容】建築物清掃業
【課題と対応】手作業で床の洗浄をしていたため、作業時間が長かった。また、事務的にも作業ミスや連絡ミスがあったため、設備投資とコンサルティングによる業務効率化を検討してきた。

清掃業務を機械化し、ITを活用して事務作業も効率化したいと考えました。そこで、助成金を活用して業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングを活用しました。

清掃業務の負担を軽減し、日程調整や書類作成も効率化した



床洗浄の作業が3人から1人になり、事務作業の効率化で取引先と円滑なコミュニケーションが可能



さらなる工夫
受発注は電話のみで行うことが大半だったが、メールとアプリを活用し、スケジュール表で可視化できるようにした。

実施内容 業務用吸水掃除機を導入することで、床洗浄作業の人員と作業時間が3分の1になった。また、業務改善コンサルティングによって、ITの活用により日程調整や書類作成、取引先とのコミュニケーションが効率化した。

成果 清掃業務と事務作業の効率化により生産性が向上し、22人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を30円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ インターネットで、活用可能な助成金を検索

業務改善 事例2 テーブルオーダーシステムの導入による注文業務の効率化と会計の見える化

【所在地】福岡県 【従業員数】9人 【事業内容】飲食業
【課題と対応】オーダーの聞き間違い等を解消し、従業員の負担軽減を図るため、設備投資による作業効率化を検討してきた。

注文に要する時間を削減し、テーブルごとの料金管理を回りたいと考えました。そこで、助成金を活用してセルフで注文できるテーブルオーダーシステムを導入しました。

ホールスタッフの注文を取りに行く作業を減らして、回転率を向上させたい



1か月当たりの注文受け時間が約12時間短縮



さらなる工夫
揚げ物の揚げ時間を短縮できる機器や、飲み放題用のセルフ式設備の導入により、従業員のさらなる業務負担軽減を進めた。

実施内容 テーブルまで行き注文を取っていたが、テーブルオーダーシステムの導入で顧客が自ら注文を入力できるようになり、オーダーと会計が正確になったことで従業員の負担軽減が図られた。

成果 注文業務の効率化により生産性が向上し、3人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ インターネットで、飲食業で活用可能な助成金を検索

導入事例	業種を問わず導入されるもの			業種特有のもの	システム関係	人材育成その他の業種特有のもの
	業種を問わず導入されるもの	業種特有のもの	システム関係			
宿泊業 飲食サービス業	<ul style="list-style-type: none"> ・POSレジ ・洗浄機 ・包装機 	<ul style="list-style-type: none"> ・冷凍冷蔵庫 ・食券機 ・調理器具 	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客管理システム ・給与システム ・オーダーシステム 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存設備の増設 (レイアウト変更) 		
卸売業・小売業	<ul style="list-style-type: none"> ・POSレジ ・フォークリフト ・包装機 	<ul style="list-style-type: none"> ・冷凍冷蔵庫 ・調理器具 ・精米機 	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客管理システム ・受発注機能付 ホームページ 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成 ・コンサルタント 		
生活関連サービス業・娯楽業	<ul style="list-style-type: none"> ・POSレジ ・洗浄機 ・包装機 	<ul style="list-style-type: none"> ・美容器具 ・シャンプーユニット ・洗濯・乾燥機 	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客管理システム ・経営ソフト ・オーダーシステム 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成 		
製造業	<ul style="list-style-type: none"> ・フォークリフト ・洗浄機 ・包装機 	<ul style="list-style-type: none"> ・冷凍冷蔵庫 ・調理器具 ・ミシン 	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客管理システム ・原価管理システム 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存設備の増設 (レイアウト変更) 		

働き方改革推進支援助成金・業務改善助成金活用のでびき

生産性向上のヒント集

～労働時間削減や賃金引上げにつながる
事例を紹介しています～



日本政策金融公庫による融資の貸付対象拡充 【企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）】

- 賃金の底上げを含めた賃上げしやすい環境整備と生産性向上を促進するため、日本政策金融公庫による企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）の貸付対象を拡充し、**事業場内最低賃金の引上げに取り組みむ者に対して、設備資金や運転資金の融資を行う。**
- 助成金との併用（自己負担分のための融資）にも活用可能

貸付対象	事業場内最低賃金を2%以上引き上げる者
資金使途	設備資金及び(長期)運転資金
貸付利率	<p>特別利率①</p> <p>※ 特別利率①は基準利率から年利が0.4%引下げとなる。</p> <p>※ 基準利率は中小企業事業1.11%、国民生活事業2.06～2.55%(令和3年4月1日現在。中小企業事業は貸付期間5年の標準的な利率。実際の適用利率は、信用リスク(担保の有無を含む。)等に応じて所定の利率が適用。国民生活事業は担保を不要とする融資を希望する場合。)</p>
貸付限度額	<p>中小企業事業：7億2000万円(※)(うち長期運転資金2億5000万円)</p> <p>(※)特別利率①の限度額：2億7000万円</p> <p>国民生活事業：7200万円(うち運転資金4800万円)</p>
貸付期間	<p>設備資金：20年以内(うち据置期間2年以内)</p> <p>(長期)運転資金：7年以内(うち据置期間2年以内)</p>

※ 日本政策金融公庫による融資である【生活衛生貸付】においても、同様に拡充され、事業場内最低賃金を2%以上引き上げる者について特別利率の適用対象とされている。

令和3年6月22日（火）10:00～
於 厚生労働省 省議室（9階）

第60回中央最低賃金審議会

< 議 事 次 第 >

- 1 会長及び会長代理の選任について
- 2 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について（諮問）
- 3 その他

< 資 料 一 覧 >

- 資料 No. 1 中央最低賃金審議会委員名簿
- 資料 No. 2 中央最低賃金審議会運営規程
- 資料 No. 3 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について（諮問）（写）
- 資料 No. 4 経済財政運営と改革の基本方針 2021（関係部分抜粋）
- 資料 No. 5 成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ（関係部分抜粋）
- 資料 No. 6 目安に関する小委員会委員名簿（案）

以上

令和3年6月

中央最低賃金審議会委員名簿

(公益委員)

鹿住倫世	専修大学商学部教授
権丈英子	亜細亜大学副学長・経済学部教授
小西康之	明治大学法学部教授
中窪裕也	一橋大学大学院法学研究科特任教授
藤村博之	法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科教授
松浦民恵	法政大学キャリアデザイン学部教授

(労働者側委員)

伊藤彰英	日本基幹産業労働組合連合会事務局次長
古賀友晴	日本労働組合総連合会総合政策推進局労働条件局部長
小原成朗	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会中央執行委員
富田珠代	日本労働組合総連合会総合政策推進局総局長
永井幸子	UAゼンセン常任中央執行委員(短時間組員局長・政策サポートセンター長兼務)
平野 覚	産業別労働組合 JAM 労働・調査グループ長

(使用者側委員)

大下英和	日本商工会議所産業政策第二部長
佐久間一浩	全国中小企業団体中央会事務局次長
志賀律子	株式会社麻布タマヤ代表取締役
高原 博	日本通運株式会社執行役員
新田秀司	一般社団法人日本経済団体連合会労働政策本部長
堀内麻祐子	株式会社センショー代表取締役

(注) 掲載順は、五十音順である。

写

厚生労働省発基 0622 第 1 号
令和 3 年 6 月 22 日

中央最低賃金審議会

厚生労働大臣 田村 憲久

令和 3 年度地域別最低賃金額改定の目安について、経済財政運営と改革の基本方針 2021（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議を求める。

目安に関する小委員会委員名簿（案）

（公益委員）

鹿 住 倫 世 小 西 康 之

中 窪 裕 也 藤 村 博 之

（労働者側委員）

伊 藤 彰 英 小 原 成 朗

富 田 珠 代 永 井 幸 子

（使用者側委員）

大 下 英 和 佐久間 一 浩

高 原 博 新 田 秀 司

（注）名簿は五十音順である。